1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

(1) 随息契制の見直し						
		平成 20 年度実績		見直し後(平成 22 年度)		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
競争性のある契約		(62. 3%)	(79. 3%)	(76. 1%)	(87. 8%)	
		2, 899	71, 465, 498	3, 538	79, 081, 089	
[競争入札	(5.0%)	(4. 2%)	(11. 4%)	(18. 1%)	
		233	3, 818, 173	531	16, 287, 533	
	企画競争、公募等	(57. 3%)	(75. 1%)	(64. 7%)	(69. 7%)	
	正四就书、五券寺	2, 666	67, 647, 325	3, 007	62, 793, 556	
競争性のない随意契約		(37. 7%)	(20. 7%)	(23. 9%)	(12. 2%)	
		1, 752	18, 615, 094	1, 113	10, 999, 503	
	合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	
		4, 651	90, 080, 592	4, 651	90, 080, 592	

【参考】 平成 19 年度の随意契約見直し計画 (18 年度実績を基にした 23 年度目標) と 20 年度実績との比較

		平成 20 年度実績		見直し計画(23 年度目標)	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約		(62. 3%)	(79. 3%)	(34. 8%)	(54. 7%)
		2, 899	71, 465, 498	1, 733	40, 841, 826
	競争入札	(5.0%)	(4. 2%)	(3.4%)	(4. 0%)
	元 子 八七	233	3, 818, 173	171	2, 985, 477
	企画競争、公募等	(57. 3%)	(75. 1%)	(31. 4%)	(50.6%)
		2, 666	67, 647, 325	1, 562	37, 856, 349
競争性のない随意契約		(37. 7%)	(20. 7%)	(38. 3%)	(17. 4%)
		1, 752	18, 615, 094	1, 905	13, 024, 355
事務・事業を終了したもの (注)				(26. 8%)	(28.0%)
				1, 335	20, 960953
	合 計	(100%)	(100%)	(100.0%)	(100.0%)
		4, 651	90, 080, 592	4, 973	74, 827, 134

(注)事務・事業を終了した1,335件を除いた場合、見直し計画(23年度目標)のそれぞれの割合は、 ○競争性のある契約(件数ベース - 金額ベース):

47.6% - 75.8% (うち、競争入札 4.7% - 5.5%、企画競争・公募等 42.9% - 70.3%) である。

○競争性のない随意契約:52.4% - 24.2%

(2) 一者応札・一者応募の見直し

(=) H(0)(0) H(0)(0)(0)		
実績	件数	金額(千円)(注1)
競争性のある契約	2, 899	71, 465, 499
うち一者応札・一者応募	(45. 1%) 1, 307	(68. 4%) 48, 902, 250

見直し方法等		件数	金額(千円)(注1)
契約方式の見直し (注 2)		(8. 4%) 110	(18. 2%) 8, 890, 859
契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注3)		(68. 2%) 892	(75. 6%) 36, 967, 844
	登録制度の見直し、受付方法の拡大(注4)	815	34, 279, 450
	実施予定案件情報の開示、関心表明の延長 (注 5)	705	32, 918, 648
	業務指示書の見直し(注6)	47	1, 592, 070
	参加条件の変更 (注 7)	37	1, 164, 064
	適切な公告期間の遵守 (注 8)	20	957, 630
その他の見直し (注 9)		(7. 0%) 92	(2. 6%) 1, 265, 122
点検の結果、見直しがなかったもの		(16. 3%) 213	(3. 6%) 1, 778, 424

- (注1) それぞれの項目に該当する契約の平成20年度の契約金額を記載している。
- (注2) 価格要素も加えた総合評価落札方式により、より複数の業者参加につながり得るもの。
- (注3) 内訳の各項に複数該当するものがあるため合計は一致しない。
- (注 4) 登録制度の廃止、関心表明の受付方法の拡大(eメール可)により、複数業者参加につながり得るもの。
- (注 5) 公示に先立った実施予定案件情報の開示、また関心表明の延長により、複数業者参加につながり得るもの。
- (注6)業務指示書における業務内容の明瞭化によって複数業者参加につながり得るもの。
- (注 7) 参加地域を限定しないことや、職別等級区分の適用を見直すことによって複数業者参画につながり 得るもの。
- (注8)機構の規程の公告期間を遵守することで参加の公平性が高まり、複数業者参加につながり得るもの。
- (注9) 事業を取り止めるもの及び平成21年度において複数者の応札・応募があるもの。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1)取り組み目標

i)随意契約の見直し

・ 国際協力機構(以下機構)は、平成22年度を目標とした随意契約等見直し計画において、「競争性のない随意契約」の割合を、平成19年8月10日閣議決定「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」の指示に基づき設定した当初計画(23年度目標)から引き下げ、件数ベースで23.9%、金額ベースで12.2%とした。

また、「競争性のある契約」における「競争入札」の割合を、当初計画から増加させ、件数ベースで 11.4%、金額ベースで 18.1%とした。

- ・ 但し、機構の業務のうち、国、地方公共団体、研究機関及び大学等が有する特定のノウハウを活用する国内研修や、使用中のシステムの管理・運営のような、システム開発者以外は履行することが困難であるものについては、説明責任を果たしながら個別契約に即して検討してゆく。
- ・ なお、「競争性のない随意契約」の中に、機構が 20 年度に関連公益法人との間で締結した契約 12 件が含まれているが、今般随意契約等見直し計画においては、これら法人との競争性のない随意契約をゼロとした。

ii)一者応札・応募の見直し

一者応札・応募の見直しについては、20 年度実績において一者応札・応募であった 1,306 件を基に点検を行い、複数参加の蓋然性を高めるべく、契約方式の見直しを行うものとして 109 件、応札・応募の条件等を改善するものを 892 件掲上した。

(2)目標達成のための具体的方策

i)随意契約等の廃止・削減

(イ) 競争入札の拡大

- ・競争入札の拡大を図る。国内契約において、従来、総合評価落札方式を適用していた情報システム分野に加え、建物管理、広報、工事(設計を含む) 等についても、原則、総合評価落札方式による競争入札を導入する。
- ・総合評価落札方式の手続きに係るガイドブックを作成し、入札参加者の利 便性を高める。

(ロ)業務の内製化

機構がこれまで委託の形で実施してきた一部業務につき、委託業務の内容を精査し、機構自体で内製化し実施する。

ii) 一者応札・応募の見直し

(イ) 契約方式の見直し

機構が行う研修業務の監理を目的とした委託契約や、ボランティアの募集、訓練、帰国後の支援などを内容とする委託契約については、競争性を高めるため 分割するとともに、総合評価落札方式へ移行する。

(ロ) 登録制度の廃止、受付方法の拡大

現行の機構独自の登録制度を廃止し、我が国の登録制度(全省庁統一資格)を 適用することで、参入を容易化する。事業者の関心表明の提出において、従来 は直接の届出、郵送を受け付けてきたが、eメールでの受付も行う。

(ハ) 実施予定案件情報の開示、関心表明の延長

公示に先立って前広に(少なくとも公示日の一週間前)実施予定案件情報を公開することで参加希望者の利便性を高め、入札不調や一者参加を防ぐ。また応札・応募への参加関心表明を受理する期間についても延長を行う(7日間から10日間)。

(二)業務指示書の見直し

業務指示書の見直し(業務内容の明瞭化)を行うことで公平性を高める。

(ホ)参加条件の変更(参加地域の限定廃止、職別等級区分の適用見直し等) により、参入の公平性確保、緩和化を図る。

(へ) 適切な公告期間の遵守

緊急性を考慮し、公告期間の短縮を行う場合が見られるが、事前の準備を前倒 しすることで、基本的には機構の規程に合致した公告期間を遵守する。

(ト) 聞き取り調査の強化

応募を取り止めた事業者に対する従来からの聞き取り調査をよりきめ細かくし、 より適格に機構の手続きにフィードバックしてゆく。

(チ) 案件発注の平準化

新規契約請求が年末頃に集中する傾向がある。一方、コンサルタント業界では海外でのコンサルタント業務を行い得る技術者数は必ずしも十分ではないことから、1 者応札・応募を招いている可能性がある。発注が一時期に集中することなく、年間を通じて平準に行われるよう、事業や契約を進める。そのための具体的な方策として複数年契約の拡大等を図る。

iii)契約監視委員会等による契約の点検の実施

上記諸策の実施状況も含め、適正な契約の実施状況につき現地検査を含め、契約監視委員会等第三者による審査・点検を行う(在外事務所、国内機関を含む)。